

# 大仙市工事等事故報告要領

## 1. 用語の定義

この要領において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「報告」とは、電話及びFAX等による通報、事故速報（様式1）による第一報をいう。
- (2) 「事故報告」とは、事故報告書（様式2）による報告をいう。
- (3) 「休業」とは、負傷により現実に働くことができなかつた実日数をいい、日数の算定には勤務をようしない日（事業所が定める休日）は含まれない。また、被災した日も休業日数に含めない。  
※ 労災保険法では、昭和40.9.15基発第14号通達により被災した当日も休業日数となるが、安全衛生上の死傷病報告においては、被災日の翌日からの算定となる。
- (4) 「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた業務上の災害のことで、業務上の負傷、疾病及び死亡をいう。なお、本要領では、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

## 2. 報告・事故報告を要する事故の範囲

この要領において報告の対象とする事故は、大仙市が発注する工事及び建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）において発生した表-1のいずれかに該当する事故とする。

表-1 報告を要する事故

事故の分類	事故の定義
(1) 労働災害 (工事作業に起因して、工事等関係者が死傷した事故)	工事作業現場内及びその隣接区域（以下「工事区域」という。）において、工事等関係作業に起因して、工事等関係者が死亡あるいは負傷・疾病した事故。または、資機材・工場製品輸送作業（秋田県土木工事共通仕様書1-1-1-35交通安全管理第2項に規定された安全輸送上の計画に記載された作業（以下「輸送作業」という。））に起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷・疾病した事故。なお、事故報告の対象は、死亡又は休業4日以上を負傷・疾病とする。 ※ 工事等作業場：工事等を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く工事等のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいう。 ※ 隣接区域：本来、工事等作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事等作業場に接続した区域。

<p>(2) もらい事故 (第三者の行為に起因して、工事等関係者が死傷した事故)</p>	<p>工事等区域において、当該関係者以外の第三者の行為に起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。なお、事故報告の対象は、死亡又は休業4日以上の負傷とする。</p>
<p>(3) 死傷公衆災害 (工事等作業に起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故)</p>	<p>工事等区域における工事関係作業及び輸送作業に起因して当該工事等関係者以外の第三者が死傷した事故。なお、事故報告の対象は、死亡又は休業4日以上の負傷とする。</p>
<p>(4) 物損公衆災害 (工事等作業に起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)</p>	<p>工事等区域における工事等関係作業及び輸送作業に起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあって、第三者の死亡あるいは負傷に繋がる可能性の高かった事故。なお、死傷に繋がる可能性がなかったものを除いて事故報告の対象とする。</p>

### 3. 事故発生速報

- (1) 受注者は、事故等が発生した場合、直ちに電話及びFAX等により監督員に通報するとともに、別紙様式1の「事故速報」により、速やかに監督員に報告しなければならない。
- (2) 監督員は、前号により報告を受けた事故等が死亡事故の場合、直ちに電話及びFAX等により、事業所管課所長及び建設部都市管理課長に通報しなければならない。なお、「事故速報」にて報告後、内容の変更及び追加資料等があった場合も速やかに報告するものとする。
- (3) 事業所管課所長は、事故後速やかに、別紙様式1の「事故速報」により、建設部都市管理課長、支所等にあつては事業を所管する本庁の課長及び当該支所長、並びに所管部長等に報告しなければならない。なお、「事故速報」にて報告後、内容の変更及び追加資料等があった場合も速やかに報告しなければならない。(第2号以降として)
- (4) 部長等は、前号の速報を受けた場合、総務部長、副市長、教育長及び市長に報告するものとする。
- (5) 建設部都市管理課長は、第3号の速報を受けた場合、建設部長及び契約検査課長に報告するものとする。

### 4. 事故報告

- (1) 受注者は、発生した事故等が表-1に規定する「事故報告」を要する事故であると確認した場合、別紙様式2「事故報告書」を監督員に速やかに提出しなければならない。
- (2) 監督員は、受注者より提出された報告書の記載内容について事実関係を確認し、別紙様式3と併せて「事故報告書」を事業所管課所長に報告しなければならない。
- (3) 事業所管課所長は、前号による報告を受理した場合、建設部都市管理課長、支所等にあつては事業を所管する本庁の課長及び当該支所長、並びに所管部長等に報告しなければならない。

(4) 部長等は、前号の報告を受理した場合、総務部長、副市長、教育長及び市長に報告しなければならない。

(5) 建設部都市管理課長は、第3号の報告を受理した場合、建設部長及び契約検査課長に報告しなければならない。

表-2 事故の分類と報告様式

事故の分類	区 分	事故速報	事故報告書
労働災害	休業日数4日未満	○	×
	死亡又は休業日数4日以上	○	○
もらい事故	休業日数4日未満	○	×
	死亡又は休業日数4日以上	○	○
死傷公衆災害	休業日数4日未満	○	×
	死亡又は休業日数4日以上	○	○
物損公衆災害	死傷に繋がる可能性がなかったもの	○	×
	その他	○	○

○：報告を要する ×：報告不要

#### 5. その他関連要領等に規定する報告について

事業所管課長は、発生した事故が「大仙市建設工事入札参加者指名停止基準」（以下「基準」という。）の別表1第5号及び第7号に掲げる措置要件に該当すると認められる場合には、基準第10の規定に基づき基準様式第5号により契約検査課長を經由し総務部長に速やかに報告するものとする。

#### 附則

1 この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附則（平成21年7月1日 一部改正）

1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附則（平成23年4月1日 一部改正）

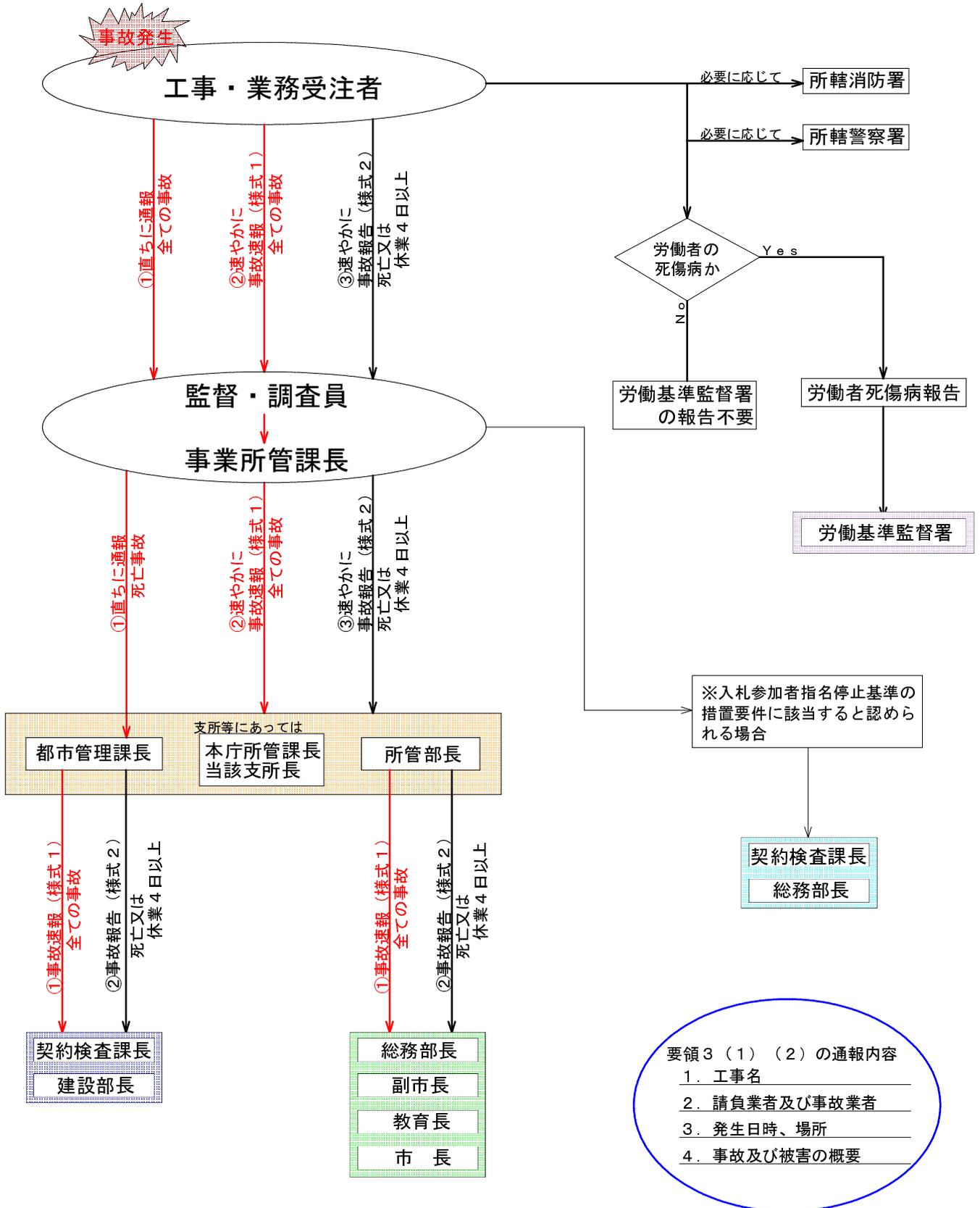
1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成31年2月27日 一部改正）

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

# 事故報告フロー

※受注者は、現場事務所等に掲示



※事故報告書は收受し、市長決裁、都市管理課経由、契約検査課、建設部長合議